

クラブ・サンサーラ会則

〔総則〕

（名称と所在地）

第1条 本健康維持増進施設はクラブ・サンサーラ（以下、本クラブ）と称します。

2 本部所在地を大阪府寝屋川市成田東が丘28番7号に置きます。

（運営・管理）

第2条 本クラブの施設は社会福祉法人 百丈山合掌会がその運営・管理にあたります。

（目的）

第3条 本クラブは、地域の皆様の健康的で生き生きとした人生（エイジレスヘルシーライフ）の実現に向け、専門職による支援を行うことを目的とする。

〔会員資格〕

（会員制）

第4条 本クラブは会員制とします。

2 本クラブに入会される方は、本クラブが指定する入会申込書等の各種申請書に事実を告知するものとします。

3 会員による本クラブの利用範囲、条件および特典については、別途定めるものとします。

4 本クラブは、会員の種類を設定、変更または廃止することがあります。

（会員の種類）

第5条 ビジター会員及びビビッド会員になります。

（会員資格条件）

第6条 以下の条件を満たす方がご入会いただけます。

1) 本会則及び諸規則に同意し、遵守する方。

2) 未成年の場合、入会についてその親権者の同意のある方。

3) 刺青（ファッションタトゥー含む）をされていない方。

4) 過去に除名等の通告を受けていない方、本クラブを除名されたことがない方。ただし、除名された際の原因が改善される等の場合で本クラブが検討した結果、再入会を認めることがあります。

5) 妊娠されていない方・医師から運動を禁止されていない方。

6) 医師等により運動を禁止されておらず、本クラブ利用に堪え得る健康状態であると申告された方。

7) 暴力団、暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力およびその関係者（以下、「反社会的勢力等」といいます）でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。

8) 本クラブまたは法人が会員として適さないと判断した以外の方。

9) 反社会的勢力等に対して、直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資金提供や裏取引を行わないこと、および今後も行う予定がないことを保証出来る方。

10) 反社会的勢力等との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係

のないことを保証出来る方。

- 2 本クラブは、会員が第6条に定める資格に反する場合、ご入会をお断りさせていただきます。

(入会手続き)

第7条 本クラブに入会を希望するものは、所定の申込手続きを行い、本クラブの承認を得るとともに、定める登録料および諸費用を初回利用開始までにお支払いいただきます。なお、当該登録料は、入会契約締結および履行のための必要費用であり一旦納入した登録料は返還できません。

- 2 前項に定める入会申込手続きを行っていただいた場合であっても、法人が別途定める審査手続きにおいて、病院受診をおすすめする場合があります。
- 3 未成年の方が入会を希望する場合は、法人が特に認めた場合を除き、所定の申込方法により親権者の同意を得た上で、お申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく会員としての責任をご本人と連帯して負うものとします。
- 4 入会手続きを行った後、法人が別途定める審査手続きが完了して、入会手続き時に定めた利用開始日（以下、「利用開始日」といいます）が到来したときに、入会申込者は会員資格を取得したものとします。

(利用の禁止)

第8条 以下の方の利用を禁止します。

- 1) 本会則及び諸規則に同意・遵守しない方。
- 2) 刺青（ファッションタトゥー含む）をされている方。
- 3) 過去に除名等の通告を受けた方、本クラブを除名された方。
なお、除名された際の原因が改善される等の場合で、本クラブが検討した結果施設利用を認めることがあります。
- 4) 反社会的勢力等の方。
- 5) 一時的な筋肉のけいれんや、意識の喪失などの症状を有する方。
- 6) 本クラブの定める会費、諸費用を3ヶ月以上滞納されている方。
- 7) 本クラブまたは法人が不相当と認めた方。
- 8) 医師等により運動や入浴を禁じられている方。

(利用の制限)

第9条 以下の方の利用を制限します。

- 1) 医師等により運動や入浴を禁じられている期間の方。
- 2) 妊娠中の方。
- 3) 伝染病・その他、他人に伝染・感染する疾病を有する方。
- 4) 酒気を帯びている方。
- 5) 本クラブまたは法人が不相当と認めた方。
- 6) 本クラブの定める会費、諸費用のお支払いが1か月以上遅延されている方。

(禁止行為)

第10条 会員は、本クラブ内および本クラブ近隣地域にて、自らまたは第三者を利用して次の行為をしてはいけません。

- 1) 入会申込書、健康状態調査票の内容に虚偽の記載をすること。
- 2) 他の会員を含む第三者（以下、「他の方」といいます）や施設スタッフ、本クラブ、当法人を誹謗、中傷すること。
- 3) 風説を流布し、偽計または威力を用いて本クラブの信用を毀損し、または本クラ

- ブの業務を妨害する行為。
- 4) 脅迫的な言動や暴力的な要求行為。
 - 5) 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為。
 - 6) 法的な責任を越えた不当な要求行為。
 - 7) 大声、奇声を発する行為、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇や迷惑行為。
 - 8) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
 - 9) 本クラブの諸施設・器具・備品の損壊や落書きおよび造作、備え付け備品の持ち出し。
 - 10) 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等のストーカー行為。
 - 11) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
 - 12) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
 - 13) 他の方の施設利用を妨げる行為。
 - 14) 刃物や火器など危険物の館内への持ち込み。
 - 15) 施設内での喫煙（電子タバコ・無煙タバコ含む）。
 - 16) 無許可での写真・ビデオ撮影、録音等。
 - 17) 施設内での携帯電話の使用。
 - 18) 所定場所以外での排泄行為。
 - 19) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動、宗教活動。
 - 20) 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。
 - 21) 本クラブ内の秩序を乱す行為。
 - 22) その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認める行為。

(会員資格の停止および除名)

第 11 条 本クラブは、会員が次の各項の一つに該当すると認められた場合は、会員たる資格の一時停止または除名することができます。

- 1) 本クラブの定める会費・諸費用を滞納し、本クラブが督促したにも関わらず、滞納から3ヶ月経過後も支払いがなされないとき（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます）。
- 2) 本クラブの施設を故意に損壊したとき。
- 3) 第 10 条をはじめとする本会則、その他本クラブの定める規則に違反したとき。
- 4) 本クラブまたは法人の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 5) 法令に違反する、または社会通念もしくはマナーに著しく欠ける行為があったとき。
- 6) 危険な行為、または他の会員に対する迷惑行為があったとき。
- 7) 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
- 8) その他会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき。

(各種届出)

第 12 条 会員は次の場合、各種届出が必要になります。

- 1) 会員は、入会申込書や健康確認表に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行っていただく必要があります。
- 2) 会員は、自己都合により退会するときは、本クラブが定めた所定の書面により、期日（当月の10日）までに手続きを完了していただく必要があります。
- 3) 前項に定める各種届出をおこなうとき、電話・ファックス・メール等・本クラブ

が規定する書式
でない文書での申し出はこれを認められません。

- 4) 本クラブより会員宛に通知を発する場合は、会員から届け出のあった最新の連絡先に行き、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。

(会員資格の喪失)

第13条 会員は次の場合、その資格を失います。

- 1) 第12条により退会手続きが完了したとき。
- 2) 第11条により除名となったとき。
- 3) 死亡または法人の解散。
- 4) 本クラブの閉鎖。

(会員資格の譲渡)

第14条 会員資格を譲渡ならびに担保等に供することはできません。

[会員の権利・義務]

(会員証)

第15条 本クラブは会員に対し、会員証を交付します。

- 1) 会員は本クラブの利用に際し、会員証を提示し、受付端末にて受け付け登録しなければなりません。
- 2) 会員証は、本人のみが使用することができ、本人以外の者は使用できません。

(月会費・利用料および諸費用)

第16条 会員は、別途定める月会費・利用料および諸費用を期日（前月の20日）までに本クラブに納入する義務があります。

- 2) 既納の会費・利用料・諸費用は法令の定めまたは本クラブまたは当法人が認める止むを得ない理由がある場合を除き、返還いたしません。
- 3) 退会月までの月会費は会員の本クラブ利用回数に関係なく、支払わなければなりません。
- 4) 会費・諸費用を会員が銀行振込等により支払う場合には、銀行振込手数料は会員の負担とします。
- 5) チケット購入後、自己都合による返金・転売・譲渡は禁止いたします。

(施設利用)

第17条 本クラブの利用については、本会則・本クラブ諸規則を遵守し、本クラブのスタッフの指示に従うものとします。

- 2) 法人は、イベント、スクール等の諸行事または本クラブの管理もしくはその他法人が必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。

(施設運営システムの変更)

第18条 法人は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用および施設運営システムについて、本クラブが必要と判断した場合はこれらを変更することができます。

- 2) 前項に定める会員が負担すべき諸費用および施設運営システムを変更するとき、法人は事前に、施設内の掲示等により会員にこれを告知します。

(会員以外の施設利用)

第19条 法人及び本クラブが必要と認めた場合は、会員以外の方による施設の利用を認

めることができます。この場合、当該利用される方にも本会則を適用します。

(会員の事故)

- 第 20 条** 本クラブ内および法人敷地内で発生した傷害・盗難、その他事故については法人及び本クラブに責任が認められない場合、法人は一切の責任を負いません。
- 2 会員が本クラブの諸施設を利用中、人的・物的事故により会員が受けた損害に対し、法人側に責任が認められない場合、法人及び本クラブは一切の責任を負いません。
 - 3 会員が本クラブの諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により本クラブ及び法人または第三者に損害を与えた場合は、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。
 - 4 その他のサービス提供により事故が発生した場合は速やかに緊急連絡先へ連絡を行うとともに、必要に応じた措置を講じます。

(損害賠償)

- 第 21 条** 本クラブは当法人ならびに本クラブ側に責任があると判断した場合、損害賠償責任をあいおいニッセイ同和損害保険株式会社「介護保険・社会福祉事業者総合保険」において速やかに履行するものとします。

[その他]

(休会)

- 第 22 条** メンバーは、各月の 10 日（10 日が休館日の場合翌営業日）までに本クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本クラブの事務手続き上、10 日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
- 2 一回の届出による休会期間は 1 ヶ月から 6 ヶ月間までとし、休会費は無料とします。休会最終月の 10 日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。（最長、1 回の休会につき連続 1 年間までとします。但し 1 年後の復会時は復会料として、入会時登録料と同額をお支払い頂きます。また、ビビット会員は THC を受けて頂きます（THC 利用料は復会料に含まれます）。

(退会)

- 第 23 条** メンバーは、各月の 10 日（10 日が休館日の場合翌営業日）までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10 日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

(施設関連物の紛失等)

- 第 24 条** 施設内の関連物の破壊、鍵、会員証の紛失におきまして実費負担とさせていただきます。

(施設の閉鎖)

- 第 25 条** 本クラブは、次の場合クラブ諸施設の全部または、一部を閉鎖することができます。この場合、法人および本クラブは会員に対し、特別の保証は行いません。
- 1) 気象・災害・その他により開場が不可能と認められたとき。
 - 2) 施設の改造または補修のとき。

クラブ・サンサーラ

- 3) 法令の制定改廃などによるとき。
- 4) 行政指導等によるとき。
- 5) 経営上重大な理由のとき。
- 6) その他、安全管理上、法人が必要と認めたとき。

(個人情報の取扱い)

第 26 条 法人は、法人及び本クラブの保有する会員の個人情報を、法人が定める個人情報の取扱い規約に従って管理します。

(その他)

第 27 条 本会則に定めない事項については本クラブがこれを定めるものとします。

(改正)

第 28 条 本会則・細則の改正・変更は、本クラブの定めるところによるものとし、その効力はすべての会員におよぶものとします。

- 2 法人は、本会則等の改定を行うときは、事前に館内の掲示等により会員に告知します。

(附則)

第 29 条 本規則は 2016 年 11 月 1 日より施行いたします。